

---

---

平成 31 年度  
福井県立音楽堂自主公演事業に関する広報業務  
企画提案にかかる仕様書

---

---

(公財)福井県文化振興事業団

## 1 業務名

平成 31 年度福井県立音楽堂自主公演事業に関する広報業務

## 2 目的

県立音楽堂のイメージを高めるとともに、自主公演事業の効果的な集客に寄与する柔軟な内容の提案を求めるもの。その手段は電波、新聞、印刷物など自由な発想によるものとする。

## 3 実施期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

## 4 業務内容

(公財)福井県文化振興事業団主催の公演事業広報にかかる広告および印刷物の企画デザイン、制作

### 1 委託業務の対象

平成 31 年度に開催およびチケット発売をする(公財)福井県文化振興事業団の自主事業とする。ただし、公演の共催者や協賛者によっては、本業務の対象から特定公演を外す場合もある。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 印刷業務

チラシ、プログラム等の各ツールについて、以下を標準仕様とする。

制作にあたっては、各ツール共それぞれ 3 案以上のデザイン案を提出すること。

各ツールの納品時には二次使用に際してその利便性を図るため、jpeg 形式や ai 形式によるデザインデータを CD-R にして提出する。

①チ ラ シ : アート紙 62.5kg A 4 サイズ 表面 4 色刷 / 裏面 4 色刷

10,000 枚×9 回、7,000 枚×15 回

※WEB ヘッダー、アイコン制作 24 回

②プ ロ グ ラ ム : マット紙 70.5kg B 5 サイズ (12 頁立て) 表面 4 色刷 / 中面 1 色刷

1,600 部×9 回、800 部×15 回

③年間ポスター : コート紙 135kg B 2 サイズ 4 色刷 (片面印刷)

350 枚×1 回

※なお、上記の仕様については、相談のうえ変更してもよい。

#### (2) 広告業務

##### ①新聞・雑誌への記事広告、純広告

- ・福井新聞広告 : (仕様) (回数)
- ・日刊県民福井広告 : (仕様) (回数)
- ・福井ケーブルテレビ広告 : (仕様) (回数)
- ・生活情報誌 fu : (仕様) (回数)
- ・その他 : (仕様) (回数)

## ②テレビ・ラジオへのCM提供

- ・福井放送TV・ラジオ広告：(仕様) (回数)
- ・福井テレビ広告：(仕様) (回数)
- ・エフエム福井ラジオ：(仕様) (回数)
- ・その他：(仕様) (回数)

## ③その他、自主事業の広報にかかる業務

- ・特に定めはないが、甲乙両社協力の上、積極的に各メディアに働きかけるものとする。

3 上記の委託業務の内容について、広報の効果やチケット販売の現状等に考慮して、甲乙協議の上、内容の一部を変更することができるものとする。

## 5 委託料

25,000,000円(消費税別)以内とする。

なお、消費税率については当該契約物の引き渡し日における税率とする。

## 6 製作等にかかる特記事項

- (1) 契約により生じた契約目的物の所有権は、当該目的物に相当する委託料が完済されたときに、受注者から発注者へ移転するものとする。
- (2) すべての成果物が第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証すること。ただし、発注者の責に帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。
- (3) 成果物の著作権の取扱いは、次の各号に定めるところによる。
  - ① 受注者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第27条(翻訳権、翻案権等)、第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利について、発注者に無償で譲渡するものとする。
  - ② 発注者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変しまたは任意の著作者名で任意に公表することができることとする。
- (4) 受注者は、本業務に係る契約締結後、速やかに業務工程表を提出すること
- (5) 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受注者は、本仕様書に示されていない事項が生じたときは、発注者とその都度協議すること
- (7) 業務を遂行する上で必要な許可・資料等は、受注者において手配するものとし、当該手続きに発生する費用は契約金額に含むものとする。
- (8) 製作に際して必要な旅費は、契約金額に含むものとする。
- (9) 契約期間はもとより契約期間満了後も、当該事務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること
- (10) 成果品において、重大な誤りがあった場合は、回収、修正、再製作等の必要な処置を講ずること
- (11) その他必要な事項については、受注者選定後に別途指示(指示がない場合は協議の上、決定)する。